

政法第4024号
答申第431号
平成28年3月31日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年7月26日付け〇〇第242号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第528号

平成25年6月27日付けで異議申立人から提起された、平成25年5月2日付け〇〇第98号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成25年5月2日付け〇〇第98号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件決定は次のとおり違法である。

(1) 開示請求に係る行政文書は、教育長が学校長に対し「千葉県立学校私費会計取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）において、その作成及び5年間保存することを規定している。当該行政文書を規定に違反して作成を怠り、また廃棄することは違法である。

(2) 〇〇〇教員（以下「〇〇教諭」という。）がこれまで〇〇〇〇高等学校女子テニス部（以下「テニス部」という。）部員から集金したお金について合理的説明、つまり保護者に対して取扱要綱に基づく説明は全くされていない。

領収書のないガソリン代、謝礼、飲食代金など、〇〇教諭の記憶による経費精算を会計報告として保護者に受入強要する対応は問題である、改善すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨はおおむね以下のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は実施機関に対し、平成25年4月1日付けで「取扱要綱第4条第5項の規定に基づき、監査委員2名以上が監査を行った、①監査証明書、②その校長への報告書、③監査委員全員の委嘱状、この3件を開示請求する。上記開示請求の範囲は、平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の期間のテニス部とする。」を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

本件請求に対して、実施機関は本件請求に係る行政文書を保有していないとして、本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

- (1) 異議申立人が指摘するとおり、取扱要綱においては、請求書等の支出証拠書類等を作成し、5年間保存することを規定しているところ、本件請求を受けてテニス部会計において該当する文書を検索したが存在せず、取扱要綱の規定に違反して作成を怠っていたことが認められた。そのため、当該文書を保有していないことから本件決定を行ったものである。
- (2) 県立学校の私費会計事務を所掌する実施機関においては、当該学校における私費会計に関する取扱いを再確認し、当該学校に対し今後の事務処理について、取扱要綱に則って行うよう改めるとともに、過去の書類についても可能な限り再整備を行うよう指導したところであり、当該学校においても指導に従い改善を進めていく所存である。
- (3) 県立学校における私費会計事務の取扱いに係る内部事務規範である取扱要綱違反は認めるところであり上記(2)のとおり改善を進めるが、物理的に書類を保有していないので、本件決定を取り消しても開示することはできない。
- (4) その他の主張について、本件決定に対してなんら影響を与えるものではない。

第4 理由説明書に対する異議申立人の意見書について

異議申立人から提出された意見書の内容は、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求の趣旨について

テニス部の顧問〇〇教諭の要求に従って、私は数十万円の現金を〇〇教諭へ支払った。

この〇〇教諭に現金を支払った保護者としては、その使途が目的に沿って適正に支出されたかを確認するために本件請求を行った。

2 校長の義務

取扱要綱の中では、部活動の徴収金に関して、「校長は、責任者としてすべての私費会計に係る事務処理を統括し、所属職員を指揮監督する。」と取扱要綱第3条に規定され、第4条第3項及び第4項では金銭などの諸帳簿の作成と保管を規定したうえで、第7項には文書主義、第8条では5年間の保存義務を規定している。

したがって、テニス部の一部の保護者から数十万円に達するテニス部活動費を徴収した事実が記載された、取扱要綱に基づく、支払者名である保護

者などの個人情報に記載した記録、行政文書を開示する義務が校長にはある。

- 3 実施機関作成の理由説明書において、取扱要綱の規定に違反して作成を怠ったと認められるため文書を保有していない旨の記載があり単純な行政手続の怠慢を理由としている。

しかし、取扱要綱においては金銭などの諸帳簿の作成・保管等を規定しているので、上記の説明は取扱要綱に違反している。

校長は誰から集金したものかも記録確認せずにそれぞれの会計処理を決裁したとの説明が事実であれば、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に違反する。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定は第3の1及び2のとおりである。

- 2 本件決定の妥当性について

- (1) 本件請求について、実施機関の説明によると、監査委員による監査が行われた旨の記載については決算報告書に記載されるとのことである。

取扱要綱第5条第1項においては、私費会計に係る意思決定は文書により行わなければならないと規定されており、同条第2項で校長は保護者に対して事後に決算報告を行わなければならないと規定されているため、監査結果については実施機関において作成義務のある文書であると認められるが、テニス部における平成22年度の監査結果については、作成を怠ったため当該文書は存在せず、本件決定を行ったとのことである。

また、当審査会は実施機関に対し、本件請求に係る文書のうち、テニス部における平成22年度の監査結果について探索を求めたが、その存在を認めることができなかった。

したがって、本件請求に係る文書を作成しなかったことについては、これを覆すに足る事情も見出せないことから、実施機関の事務処理には問題があるが、本件請求に係る文書のうち監査結果を保有していないという実施機関の決定は、結果として是認せざるを得ない。

- (2) 次に、取扱要綱第4条第5項による校長への監査結果報告及び取扱要綱第4条第2項による監査委員の委嘱(以下「報告等」という。)については、実施機関に説明を求めたところ、報告等を文書で行う旨の規定は存在しないとのことであった。また、当審査会は実施機関に対し、本件

請求に係る文書のうち、テニス部における平成22年度の報告等に係る文書について探索を求めたが、その存在を認めることができなかった。

実施機関の上記の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、再度の探索においてもその存在を認めることができなかったことから、本件請求に係る文書のうち報告等に係る文書を保有していないとの実施機関の決定は、妥当であると判断する。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定を行った実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月26日	諮問書の受理
平成25年9月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成25年10月21日	異議申立人の意見書の受理
平成27年9月30日	審議
平成27年10月29日	審議
平成27年11月25日	審議
平成28年1月27日	審議
平成28年2月24日	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登 茂 子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)